

平成30年3月7日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**競馬の払戻金、外れ馬券が経費になる場合**

競馬の払戻金は通常「一時所得」とされ、経費として差引けるのは当選馬券の購入金額だけです。しかし、マスコミ等でも取上げられ話題となりましたが、平成27年3月10日の最高裁判決では競馬の払戻金は「雑所得」であり、その当選金を獲得するために費やした外れ馬券の購入代金は経費として払戻金から差引くことができるという判決が下されました。同様の判決が平成29年12月15日にも最高裁で下された一方で、平成29年12月20日には最高裁は、従来通りの払戻金は「一時所得」であり外れ馬券の購入代金は経費として払戻金から差引くことができないとする判断をしています。3つのケースの相違点は次の通りです。

◎平成27年3月10日「雑所得」判決（外れ馬券が経費になる）

- ①利益発生の規模・・・平成19年～21年において、馬券購入金額28億6,951万円、払戻金30億979万円、差引収支+1億4,027万円
- ②購入馬券の選定方法等・・・市販のソフトウェアにより馬券を購入。回収率を高めるため競馬情報配信サービス等から得たデータを自ら分析した結果に基づいた条件をソフトウェアに設定して、馬券を選択し、自らが作成した計算式によって購入額を算出。

◎平成29年12月25日「雑所得」判決（外れ馬券が経費になる）

- ①利益発生の規模・・・平成17年～22年において、馬券購入金額72億6,924万円、払戻金78億3,782万円、差引収支+5億6,858万円
- ②購入馬券の選定方法等・・・テレビや競馬新聞等で集めた情報に基づき、中央競馬に登録された競走馬について独自の絶対評価を行い、馬の能力・騎手・コースの適正等の考慮要素に基づいて再評価、コース別レースシュミレーションによって補正しレース結果を予想して予想の確度に応じた馬券のパターン・馬券の種類に応じて倍率を決めた購入基準による。（馬券を自動的に購入するソフトウェアは不使用）

◎平成29年12月20日「一時所得」判断（外れ馬券が経費不可）

- ①利益発生の規模・・・平成20年～22年において、馬券購入金額2億5,827万円、払戻金1億8,780万円、差引収支▲7,047万円
- ②購入馬券の選定方法等・・・競争成績分析により各馬の実力、適性を把握、馬主としての情報を駆使し、配当比率に妙味のある馬を選定（ソフトウェア不使用）

◎「雑所得」、「一時所得」判断の分かれ目

平成29年12月20日の場合は、前二件に比べて①どのような選定方法で、どの種類の馬券を、どの数量購入したかが明らかでないこと、②年単位で多額の損失が生じていたこと、等から回数が多い場合であっても一般的な馬券購入と異なるとはいえず、「一時所得」と判断。